平成２３年（フ）第２９４４号
愛知県東海市名和町高ノ宮前６－１　サン・ビレッジ高ノ宮２－Ａ、住民票上の住所名古屋市南区源兵衛町３丁目15番地の９
債務者　平出商店こと　平出　敏人
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９４号
愛知県江南市島宮町城27番地　県営島宮住宅２棟402号
債務者　榊原　知子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５１７号
愛知県安城市桜井町西町中44番地、従前の住所愛知県安城市古井町古井堤24番地７
債務者　久保　吉雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９３号
愛知県西尾市西幡豆町寺後26番地６
債務者　鵜殿　正子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
愛知県西尾市室町中川原17番地２　市営室住宅10号室
債務者　朝岡　住代
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺1233番地28
債務者　井之口耕造
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１８６号
滋賀県東近江市野口町627番地７　野口第二団地２－Ｂ号
債務者　米澤　紅香（旧姓中川・井上）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８７０号
兵庫県加古川市神野町神野387番地の８、申立時の住所兵庫県加古川市上荘町国包370番地
債務者　萩原　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満687番地３
債務者　土屋　義夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第３８号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満687番地３
債務者　土屋美佐子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１０８号
島根県出雲市塩冶町2119番地２　いちまつ荘
債務者　吉田　京子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１０７２号
広島市安佐北区可部４丁目４－23－301号
田村孝志方、住民票上の住所広島市安佐南区八木３丁目39番６号
債務者　田村みさ子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１２号
広島市安佐北区深川５丁目35番２－204号
債務者　田村　紀子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６３号
広島市安佐北区口田南２丁目25番15－203号
債務者　中園由香利
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８１号
広島市中区舟入南４丁目１番７－503号
債務者　谷口　雅和
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２３号
広島市南区霞１丁目５番３－1102号
債務者　更科こと　松本　静夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２３号
香川県高松市木太町4038－10　川口方、住民票上の住所香川県高松市勅使町827番地23
債務者　夘目　匡美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　高松地方裁判所破産・再生係